

設計要求書

【 精神医療センター第7病棟(医療観察法病棟)ヒートポンプ型空調設備改修工事設計業務 】

本業務の実施項目等は次のとおりとし、改修によって生ずる影響範囲も本設計業務に含めるものとする。

0 設計方針

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)に位置付けられている病棟での居ながら工事であり、患者との動線等を十分に配慮し、工事関係者及び患者等が安全かつ中間期という限られた期間での更新工事の施工が実現可能な設計とする必要がある。

そのため、設計段階で施設管理者との綿密な打合せを行い、必要となる仮設計画等の工事計画及び警備員の人員配置等について、詳細に実施設計に反映させる設計とする。

1 工事中仮設物等

設計にあたり現地調査、既存図面を確認して工事による影響範囲を確認し、段階的な切り替え施工や仮設等を検討確認すること。

(1) 仮設足場

(2) 工事中、必要に応じ以下の内容を仮設整備する。

① コンセント

② 仮設空調及びその電源

③ その他必要なもの

(3) 仮設電源設備

工事中、電源を落とすことができない機器類用に、仮設電源を整備する。

2 空調設備工事

(1) 第7病棟(医療観察法病棟)のヒートポンプ型空調設備を改修する。

影響範囲も同時に改修する。

(2) 電灯設備

空調設備更新にあたり、機器配置場所変更等により必要な場合は照明器具を更新する。なお、更新対象となった照明器具は全てLEDへと更新する。

(3) 動力設備

空調設備更新にあたり、機器仕様変更等により必要な場合は動力盤を更新する。また、劣化が著しいものは筐体ごと更新とする。それ以外筐体は再利用とする。なお、機器更新を行う場合、容量計算を行い、必要な場合受変電設備も含めた電源改修を行う。

3 その他

(1) 設計方針、設計範囲等に疑義のある場合は、協議するものとする。

- (2) 病院という特性を踏まえ施設管理者と十分に協議を行い、仕様・施工方法・仮設計画の検討を行うこと。